生 企 第 9 6 4 号 令和 6 年 5 月 1 3 日

(一社)和歌山県猟友会会長和歌山県ライフル射撃協会会長和歌山県クレー射撃協会会長(一社)全日本指定射撃場協会和歌山県支部長和歌山県銃砲火薬商組合長

和歌山県警察本部生活安全企画課長(公印省略)

第35回全国「みどりの愛護」のつどい開催に伴う銃砲及び火薬類の適正な管理について(依頼)

平素は、警察活動各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月1日(土)、第35回全国「みどりの愛護」のつどい等が和歌山県内にて 開催される予定で、和歌山県警察では、各種対策を実施しております。

日頃から銃砲及び火薬類の保管管理等については徹底されていることと存じますが、より万全を期すために、各会員に対して、下記1の期間等を避けた計画的な銃砲及び火薬類の携帯運搬の実施と下記2をご指導いただきますようお願いします。

記

## 1 期間及び区域

	日時	区域
令和6年5月31日	(金) から同年6月1日(土) までの間 終 日	和歌山県内全域

## 2 指導依頼事項

- (1) 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に 努めること。
- (2) 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- (3) 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官に届け出ること。

担当:和歌山県警察本部 生活安全企画課 許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 電話番号 073(423)0110 内線 3056~3059